

# 特別養護老人ホームうらたの里 利用料金表

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 I

令和元年10月改正

負担限度額認定証

## 第1段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者、生活保護受給者

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	646円	95円		300円	820円		要介護1	1,861円	(主な加算) ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3)
要介護2	714円	95円					要介護2	1,922円	
要介護3	787円	95円					要介護3	2,002円	
要介護4	857円	95円					要介護4	2,072円	
要介護5	925円	95円					要介護5	2,140円	

負担限度額認定証

## 第2段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	646円	95円		390円	820円		要介護1	1,951円	(主な加算) ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3)
要介護2	714円	95円					要介護2	2,019円	
要介護3	787円	95円					要介護3	2,092円	
要介護4	857円	95円					要介護4	2,162円	
要介護5	925円	95円					要介護5	2,230円	

負担限度額認定証

## 第3段階

本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	646円	95円		650円	1,310円		要介護1	2,701円	(主な加算) ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3)
要介護2	714円	95円					要介護2	2,769円	
要介護3	787円	95円					要介護3	2,842円	
要介護4	857円	95円					要介護4	2,912円	
要介護5	925円	95円					要介護5	2,980円	

負担限度額認定証

## 第4段階

	介護保険負担分		+	実費負担		=	合計 (目安)	1日の利用料	別途かかる加算(※2)
	基本料金	加算料金(※1)		食費	滞在費				
要介護1	646円	95円		1,392円	2,006円		要介護1	4,139円	(主な加算) ○初期加算 ○外泊時費用 ○療養食加算 ○看取り介護加算 介護職員処遇改善 加算Ⅱ(※3)
要介護2	714円	95円					要介護2	4,207円	
要介護3	787円	95円					要介護3	4,280円	
要介護4	857円	95円					要介護4	4,350円	
要介護5	925円	95円					要介護5	4,418円	

※1:加算料金の内訳は、看護体制加算Ⅰ・Ⅱ(1日35円)、日常生活継続支援加算Ⅱ(1日46円)、栄養マネジメント加算(1日14円)です。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。

※2:別途かかる加算については、該当された場合のみ加算されます。これら加算は介護保険負担分となります。加算の詳細内容については裏面をご参照ください。なお記載されている加算は主なもの、これら以外にも加算項目があり該当する場合には加算されます。

※3:処遇改善加算Ⅱは、介護保険負担分(基本+※1の加算+※2の加算)の総額に6.0%を乗じて算出された金額になります。

【各種加算の内容と加算額について】

看護体制加算Ⅰ・Ⅱ	35円/日	常勤の看護職員を2人以上配置しており、24時間連絡・対応ができる体制を確保している場合に算定。
日常生活継続支援加算Ⅱ	46円/日	①算定月の前6か月間、または前12か月間の新規入居者総数のうち、要介護4・5の者が70%以上、または認知症の入所者の占める割合が65%以上、またはたん吸引等の医行為を必要とする者が入所者の15%以上、②介護福祉士を常勤換算方法で、入所者数が6またはその端数を増すごとに1人以上の配置の上記2点を満たしている場合。
栄養マネジメント加算	14円/日	①常勤管理栄養士を1人以上配置、②入所時に栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・ケアマネジャー等が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成、③栄養ケア計画に従い利用管理し、栄養状態を定期的に記録、④計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直していることの上記4点を満たしている場合。
初期加算	30円/日	入所日から起算して30日以内の期間の場合に算定。また、30日を超える病院・診療所への入院後に再び入所した場合も同様に算定。
外泊時加算	246円/日 (月6日を限度)	入居者が病院または診療所への入院を要した場合、及び入居者が居宅等への外泊をした場合に、所定単位数に代えて1日につき算定。ただし、入院または外泊初日及び最終日は算定できない。また月をまたがる場合は最大12日間算定できる。
療養食加算	18円/日	医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、特別な場合の検査食を提供した場合。(ただし事業所の調理・栄養管理体制により、対応できないものもあります)
看取り介護加算		①常勤の看護士を1人以上配置し、訪問看護ステーションなどの看護職員との連携も含め、24時間連絡できる体制を確保している、②看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者またはその家族等に対してその内容を説明し同意を得ている、③医師・看護職員・介護職員・介護支援専門員、その他の職種者による協議の上、当該施設の看取りの実績を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている、④看取りに関する職員研修を行っている、⑤看取りを行う際に個室または静養室の利用が可能となるよう配慮を行っている以上5点を満たしている場合。
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症と診断を受けている利用者を受け入れ、かつ、個別に担当者を定め、その担当者を中心に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。
退所時等相談援助加算	(入居期間が1ヵ月以上)	(1)入所者の退所に先立ち、ケアマネジャー・生活相談員・看護職員・介護職員・機能訓練指導員・医師のいずれかが、退所後の居宅を訪問し、入所者・家族等に退所後のサービスの相談援助を行った場合。他の社会福祉施設等に入所する場合の情報提供や連絡調整等も同様。
(1)退所前訪問相談援助加算	460円/1回または2回	(2)退所後30日以内に退所後の生活拠点に訪問し、相談援助・情報提供等を行った場合。
(2)退所後訪問相談援助加算	460円/退所後1回	(3)退所時に相談援助・情報提供等を行った場合。
(3)退所時相談援助加算	400円/回	(4)入居者が退所後に居宅でサービスを利用する場合、退所に先立ち、居宅介護支援事業者と退所後の生活について連携・情報提供・サービス調整等を行った場合。
(4)退所前連携加算	500円/回	
経口移行加算	28円/日	医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに、経口による食事摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士・栄養士による栄養管理、及び言語聴覚士・看護職員による支援が行われた場合。ただし栄養マネジメント加算を算定していること。
経口維持加算Ⅰ 経口維持加算Ⅱ	Ⅰ：400円/月 Ⅱ：100円/月	(Ⅰ)現に経口摂取している入所者で、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる者に対し、医師・歯科医師の指示で、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・ケアマネジャー等が共同して、当該入所者の栄養管理のための食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口による持続的な食事摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い、医師・歯科医師の指示を受けた管理栄養士・栄養士が栄養管理を行った場合。ただし、栄養マネジメント加算を算定していること。 (Ⅱ)上記加算Ⅰを算定し、食事摂取支援のための食事観察及び会議等に、医師・歯科医師・歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理体制加算	30円/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアの技術的助言・指導を月1回以上行っている場合。ただし口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。
口腔衛生管理加算	110円/月	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に口腔ケアを月4回以上行った場合。ただし、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること、口腔衛生管理体制加算を算定していること。
介護職員処遇改善加算Ⅱ	総額単価の 6.0%	①介護職員の賃金の改善に取り組んでいる(計画・実施・報告)こと、②任用時の職責・職務内容等の要件を定めていること(併せて全ての職員に書面で周知していること)、③資質向上のための支援計画の策定・研修の実施および機会の確保をしていること(併せて全ての職員に周知していること)、④労働関係法令等を遵守していること以上の要件を満たしている場合。

【負担割合証2割・3割の方について】

表面の介護保険負担分の金額は、1割負担の方の金額になります。「2割」「3割」の負担割合証をお持ちの方は、表記の介護保険負担分の金額をそれぞれ2倍、3倍にしたもので計算してください。なお、食事・滞在費の自己負担分については負担割合証によるものにはなりませんのでご注意ください。